

## 日本共産党高山市議団 令和7年度 行政視察報告書（4会派合同での視察）

坂下 美千代

### ＜視察日＞

10月30日（木）AM9:30～11:15

### ＜視察先＞

愛媛県今治市役所

### ＜視察項目＞

「食と農のまちづくり」について



### ＜視察内容＞

愛媛県の北東部に位置し、高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、中心市街地がある平野部や緑豊かな山間部、そして瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道に架かる世界有数の多島美を誇る島嶼部からなる変化に富んだ地勢となっています。

2005年1月、12市町村合併により人口約18万人となり、松山市に次ぐ県下第2の都市に生まれ変わりました（現在の人口は158,114人）。

今回の視察では、1983年頃から学校給食の自校方式に切り替え始めたのを皮切りに「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」の3つの柱として市民総ぐるみで様々な事業を展開している取組や、議会として「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」をした経緯、現状、課題等について伺いました。

Q: 「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」に至る背景、経緯等は。

A: 今治市は、1983年に学校給食への有機農産物の導入、地元食材の優先使用、1988年の「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を受け、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興に取り組んできた。一方で国は、1999年に制定された食料・農業・農村基本法により、新しい農業政策の展開を打ち出したものの、その基本計画の中では、担い手による品目横断的経営安定対策を打ち出すなど経営規模拡大施策を続けている。こうした中で今治市は2005年1月に12市町村という、新設では全国に類をみない合併を果たし、農業団体、商工団体、消費者団体、PTAなど各界各層の要請を受け、同年12月に再び「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が議決された。

Q: 2006年に「今治市食と農のまちづくり条例」が制定された背景、経緯等は。

A: 新しい今治市における地域農林水産業の振興ビジョンを描く必要性と、都市宣言を着実に実行するための条例制定の必要が生じたため。

Q: 「食と農のまちづくり条例」の概要等は。

A: 食と農林水産業を基軸としたまちづくりを行うために、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」を柱とした市の責務、市民ならびに農林水産業者、食品関連事業者の役割を明らかにすることで、まちのコンセプトを明確に示している。

Q: 学校給食調理場の状況は。

A: 昭和39年6月に市学校給食センター（24小中学校、21,000食）が建設され、以来この大型の共同調理場で供給されてきた。しかし、この調理場の老朽化に伴い単独自校方式の導入を決め、順次自校方式の調理場を整備し、現在は21の調理場で約13,000食の供給が行われている。

Q: 地元食材の使用は。

A: 単独調理場への切り替えを契機に、昭和58年度から学校給食の食材には、地元産の農産物を優先的に使用している。まずは今治産の食材、今治産がなければ近隣又は県内産、それがなければ四国内、西日本、国産というように近いところから食材を調達するようにした。現在は今治産の野菜が約50%を占めるようになっている。また、遺伝子組み換えとわかる食材は使用していない。

Q: 学校給食今治産特別栽培米使用事業について

A: 今治産の特別米（農薬・化学肥料当地比50%削減）を使用することにより、児童生徒の健全育成、給食の安全性と品質の向上を図り、合わせて地元産特別米のPRと消費拡大、減農薬農法の普及を促進している。この事業は平成11年からスタート、市立の全小中学校において週3回の米飯給食に供するため必要な数量は約74トン。子どもたちに好評で残食が減っている。

Q: 地元小麦によるパンについて

A: 西南暖地用パン用小麦「ニシノカオリ」を導入。令和6年時点で小麦生産農家が12経営体となる。（これを始める前までは今治市で小麦は生産されていなかった）これにより、今治市に新たなパン用の小麦のマーケットが生まれた。これを「地産地消によるローカルマーケットの創出」と呼んでいる。

＜考察＞

- ・「都市宣言」を着実に実行するために制定された「食と農のまちづくり条例」は、農家に元気になってもらいたい思いが溢れています。有機農業に向かっていくことで、行政から支援が受けられ、事業者や市民の皆さんに支えてもらえるという、地域の機運の醸成に結びついていると思いました。行政の支援は大規模農家だけでなく、小中規模の農家も支え、持続可能な農林業を支えていくことにもつながると考えます。また同時に、耕作放棄地への対応にもつながっていることも考えていきたいです。
- ・地元の安全な農林水産物を買う、使う、食べることで消費の拡大と生産の振興を図り、地域で農林水産業を支えていくことに繋がるため、高山市としてもまずは学校給食との関りを強め、何らかのシステム作りが必要と考えます。
- ・学校給食で有機野菜を使う際、農薬を使用しないために大きさや形が不揃いになり、虫

食いの場合もあるとのことで、下処理は手作業で効率は悪いが旬の野菜が納品され香りや味が新鮮とのことでした。大規模センターでなく自校方式であることで、食数の規模が小さくなり、その手間を掛けることが可能だと納得しました。21の調理場の運営は、全国公募で大手の委託業者が入っているとの事で、今後の高山市センターを考える上で学びになりました。

＜観察日＞

10月31日（金）AM9:30～11:15

＜観察先＞

愛媛県松山市役所

＜観察項目＞

「ウォーカブルなまちづくり」について  
「松山市立地適正化計画」について



＜観察内容＞

松山市は、愛媛県の中部に位置し人口495,801人、面積429.35km<sup>2</sup>の市です。気候は温暖な瀬戸内海気候であり、年間日照時間は全国平均を大きく上回ります。全体的に降水量は少なめで、6月に多く12月に少ない夏雨型となっています。積雪もごく少量、台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県と比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候条件です。今回は、ウォーカブルなまちづくりと松山市立地適正化計画の取組等について伺いました。

Q: まちづくりの方針は。

- A: 1. 多様な居住環境・ライフスタイルを考える  
2. 安全・安心な暮らしを支える  
3. 既存ストックを活かす

Q: 歩いて暮らせるまちづくりの取組事例は。

A: 1. ロープウェイ街

- ・道路空間の再配分をして、歩道を広くし2車線を1車線に変更し、歩行者や自転車に配慮した空間の確保を行った。
  - ・ロープウェイ駅舎の整備と移転を実施。
  - ・無電柱化や車の速度制限を実施。
  - ・大街道電停のバリアフリー化等の実施。
2. 道後温泉本館周辺地区：歩行者空間整備
- ・自動車と歩行者の動線（溜まり空間）を分離することにより、安全な回避動線・滞留空間（ゆとり空間・にぎわい空間）を確保する。

- ・道路整備に合わせた歩道整備をすることで、ぶらり歩きのできる空間づくりを行う。
3. 会実験による検証：「交通」への影響や「にぎわい創出」の効果をみて進めてきた。
  4. バリアフリー化による景観整備や沿道の空間整備を実施。
  5. 公共交通の利便性向上と賑わい空間創出
    - ・通り抜け制限による周辺道路への混雑を検証
      - 混雑を確認した部分で車線変更等を実施する。
    - ・広場のイメージ・活用方法を体感
      - 歩行者通行量 7割増 約8割が歩行者中心の整備に「良い」と評価した。

Q: 「松山市立地適正化計画」策定の背景と目的は。

A: 松山市は人口増加と車社会の進展などを背景に、市街地の拡大を続けてきた。しかし少子高齢化に伴い、今後は人口減少の一途をたどる事が見込まれており、拡大した市街地のままで人口が減少すると、医療、商業などの都市機能や公共交通の維持が困難となり、これまでのような暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念される。そこで住宅や生活サービス施設がまとまって立地し、公共交通や徒歩で容易にアクセスできるなど、人口減少下にあっても持続可能な都市づくりを進めるためこの計画を策定した。

#### ＜考察＞

- ・歩いて暮らせるまちづくりとして、たくさんの映像を見せていただきながら説明を受けました。大がかりな実証実験を行ったものは説得力のあるものになっており、実証実験は有効性の確認や実現可能性の検証、問題点の洗い出しに効果的であると痛感しました。
- ・この取組の中で印象に残ったキヤッチフレーズは、”公共交通や、歩行者・自転車など「遅い交通」を活用した拠点地区の賑わい再生、歴史的資料を活用した都市の魅力向上による「歩いて暮らせるまち松山」の実現”です。まさに高齢者や障がい者にも優しい、持続可能な都市づくりの考え方として学びとなりました。
- ・災害時でも安全・安心な居住環境が確保できる都市づくりが求められます。各災害に対して、防災・減災の取り組みが出来ているのかを、住民の皆さんと一緒に学びながら、検証していく取り組みも必要だと考えます。一人ひとりができること、地域ができること、行政ができるることを出し合いながら、命を守る取り組みは歩みを止めず継続して行く必要性を感じました。